令和７年度　佐久圏域障害者自立支援協議会イメージ図

令和7年4月1日現在

佐久圏域障害者自立支援協議会（全体会）

【役割】（年２回開催）
- 関係機関の活動や情報交換、研修活動
- 佐久圏域における課題の調査研究
- 障がい福祉計画の検討及び進捗状況評価と提案
- 相談支援業務の評価と指導など

【メンバー】
当事者団体、障がい福祉施設等、行政機関等、識見者、協議会事務局スタッフ

長野県障害者自立支援協議会

【役割】
- 地域の実態把握
- 相談支援体制
- 機能強化会議の開催
- 広域課題の抽出と対策
- 人材育成など

幹事会

【役割】（年２回開催）
- 協議会運営、全体会内容の承認

【メンバー】
市町村障がい福祉担当課長、基幹センター佐久広域連合職員、佐久保健福祉事務所

市町村部会（運営委員会）

（年４回開催）

【部会の目的・役割】
- 障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指すため、市町村として現状把握を行う中から、課題等についての検討を進め、施策に反映させる

【運営委員会の目的・役割】
- 協議会の運営について、事務局会議では決定できない事項を市町村担当者を交えて協議・決定していく
- ①ワーキンググループ等の新設の協議・決定
- ②事業所連絡会の枠を超えた協議が必要な案件の検討
- ③検討した案件を幹事会・全体会に上げていくかの判断

【メンバー】
市町村障がい福祉担当係長、協議会事務局スタッフ

市町村等事業所連絡会

小諸市　佐久市　佐久穂町　軽井沢町　御代田町　立科町　小海町　川村村　南牧村　南相木村　北相木村

【目的・役割】
当事者、支援者、行政機関など、その地域の関係者が主体となって地域課題を把握・共有し、障がい福祉計画の作成や社会資源を創り出すことを目的とし、市町村・相談支援専門員・事業所等が集まり当事者主体の考え方の下、地域の関係者が主体的に協議を行い、地域づくりのため、会議の準備、ファシリテーション、振り返り等を行う

【メンバー】
市町村障がい福祉担当職員、相談支援専門員、事業所、関係機関等、協議会事務局スタッフ

個別の支援会議

※市町村部会以外の専門部会は活動休止中

事務局会議（協議会事務局）

【役割】（月１回開催）
- 事業所連絡会・ワーキング・県・各センターの情報共有と検討

【メンバー】
（協議会事務局）基幹センタースタッフ、佐久保健福祉事務所、国・県事業スタッフ

ワーキンググループ等

1. 人材育成ワーキンググループ
2. 精神障がい者ピアサポートワーキンググループ
3. 医療的ケア児等支援体制検討会
4. 地域生活支援拠点等の整備に関するコア会議
5. 権利擁護ワーキンググループ
6. 発達障がいワーキンググループ

※表中の各会議間の連絡調整（矢印部分）は、主に協議会事務局スタッフが担う